

川根本町まちづくりリーダー養成講座実施業務 仕 様 書

1 業務名

令和7年度川根本町まちづくりリーダー養成講座企画運営業務

2 業務概要

本業務は、持続可能なまちづくりの推進を目的として町が開催する「まちづくりリーダー養成講座（以下「講座」という）」の適性かつ円滑な実施のため、その企画及び運営に関して、本仕様書に記載の事項を委託するもの。

3 事業期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 実施場所

川根本町内での実施を原則とする。

5 講座の概要

- (1) 目 的 川根本町のまちづくりに主体的に取り組むことができる人材の養成
- (2) 開催日時 平日の夜間又は土・日曜日（祝日を除く）の昼間に開催することとし、詳細は委託者と協議のもと決定する。
- (3) 所要時間 講座1回当たりの時間は、平日夜間に開催する場合は最長2時間、土・日曜日の昼間に開催する場合は最長4時間とする。
- (4) 会 場 町営施設での実施を原則とし、委託者と協議のもと決定する。ただし、委託者が目的の達成のために必要と認める場合は、町内民営施設での実施や、町外への視察等も可能とする。
- (5) 回 数 全5回 ※講座の一部をオンラインで実施することを認める。
- (6) 参 加 者 町民及び町内に事業所を有する NPO 法人、農協、商工会等の職員
- (7) 定 員 概ね 20 人を上限とする。
- (8) 参 加 費 無料

6 委託事項

(1) 講座の企画・準備

委託者と協議のもと講座の内容を決定し、当日までに講座の実施に必要な資料を作成する。なお、作成した資料は事前に委託者に提出し、確認を受け、委託者が認める内容としなければならない。

(2) 講座の開催

(1) で決定した内容の講座を適切かつ円滑に実施できるよう、講座当日に必要な講師を派遣するとともに、教材等を用意し、講座を開催する。

(3) 事業の記録等

ア 写真撮影

事業報告や次回告知に使用することを目的として、必要な写真を撮影する。その際、撮影者はスタッフである旨が明確に確認できる状態で撮影しなければならない。

イ アンケート調査

参加者を対象としたアンケート調査(内容は委託者と協議のもと決定)を実施し、集計する。

(4) 事業報告

事業完了後、委託事項の全てにおける実施状況を確認できる報告書(様式任意)を作成し、事業完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 19 日のいずれか早い日までに受託者に提出する。

7 その他

- (1) 講座の企画・運営に必要となる全ての経費を委託料に含むものとする。
- (2) 本業務内で受託者が撮影した写真や、アンケート結果については、委託者と受託者双方がその使用に係る権利を得るものとする。
- (3) 委託者が受託者に対して、本業務に関する状況報告を求めた場合、受託者は速やかにそれに対応しなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、都度受託者との協議により方針を決定するものとする。